

直轄道路の地方への移管について

平成 27 年 3 月
国土交通省 道路局

一般国道の直轄区間の移管については、具体的な財源措置について盛り込んだ「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成 25 年 12 月 20 日閣議決定）に基づき、平成 26 年 1 月から移管に関する個別協議を各地方公共団体と重ね、平成 27 年 4 月 1 日に、約 208 km を移管いたします。

なお、協議に時間を要し、合意に至っていないものについては、引き続き協議を進めてまいります。

また、東日本大震災等の大規模災害の発生、老朽化問題の顕在化等の社会資本を巡る状況変化等を踏まえ、地方が管理する道路の直轄編入を含めた直轄事業の対象の見直しについても、引き続き対応を検討してまいります。

参考) 地方分権推進委員会第 1 次勧告 (H20.5.28) 以降の地方への移管実績

平成 21 年度 : 2 箇所 6 km

平成 22 年度 : 無し

平成 23 年度 : 無し

平成 24 年度 : 1 箇所 4 km

平成 25 年度 : 無し

平成 26 年度 : 5 箇所 14 km